

「亶理町みんなできれいなまちにする条例」7月1日に施行しました。

亶理町みんなできれいなまちにする条例は、全国的に報じられた廃棄物処理法違反事件をきっかけに平成18年3月に制定され、ごみの散乱や犬のふんの放置、雑草の繁茂などを防止し、きれいなまちづくりを目的とするものです。

条例に違反すると氏名とその内容を公表することになりますので、みなさんの目配り、気配りできれいなまちにしていきたいと思います。

町には、「空き地の草が伸び、虫などが発生して困っている」とか「犬のふんで困っている」などの相談が多く寄せられています。みなさんの責任ある行動こそ環境美化に欠かせません

町の責務

- ①環境美化に関する必要な施策を策定し、実施すること。
- ②環境美化活動を行う団体などを支援すること。

町民のみなさんの責務

- ③ 家庭の外で自ら生じさせたごみがあるときは、捨てることなく、持ち帰りまたはごみを回収するために設置された容器に収納すること。
- ④ 家庭ごみをごみ集積所に排出するときは、指定袋の破損による家庭ごみの散乱や汚水の漏れがないようにすること。また、ごみ集積所の清潔保持に努めること。
- ⑤ みなさんが飼養管理している場所以外で、犬を歩行または運動させるときは、犬のふんを処理するための用具を携行し、排泄したふんを持ち帰り適切に処理すること。
- ⑥ 自ら居住する地域および職場等における清掃活動に積極的に参加すること。また、町が実施する施策に協力すること。

事業者のみなさんの責務

- ⑦ 事業活動を行うときは、ごみの散乱を防止するとともに、従業員に対しごみの散乱を防止するための意識の啓発に努めること。
- ⑧ 販売事業者は、ごみの散乱を防止するため、消費者に対する意識の啓発、回収容器の設置およびその適正な管理に努めること。
- ⑨ 自動販売機を設置する販売事業者は、自動販売機周辺の清潔保持、回収容器の設置およびその適正な管理をすること。
- ⑩ 製品の原料とする資源再生利用品および中古品として販売する再使用品を収集、運搬および販売する事業者は、放置または投棄しないこと。
- ⑪ 地域の清掃活動に積極的に参加するよう努めること。また、町が実施する施策に協力すること。

土地所有者等のみなさんの責務

- ⑫ 所有、占有または管理する土地のごみの散乱および火災の防止、または近隣の生活環境を保持するため、所有地等の草刈りおよび清掃など、その適正な管理に努めること。
- ⑬ 町が実施する施策に協力すること。

勧告および措置命令

町長は、上記③⑤⑩の規定に違反していると認められるときは、期限を定めて当該違反を是正するため必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

また、勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うよう命ずることができます。

公 表

町長は、命令を受けた者が正当な理由なくその命令に従わない場合は、氏名および命令の内容を公表することができます。

問い合わせ先

亶理町町民生活課 Tel 0223-34-1113

〇亘理町みんなできれいなまちにする条例

平成 18 年 3 月 28 日

条例第 5 号

亘理町環境美化の促進に関する条例(昭和 60 年亘理町条例第 3 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、ごみの散乱、犬のふんの放置及び雑草の繁茂の防止について必要な事項を定め、町、町民等、事業者及び所有者等が協働して、快適な生活環境を保持することにより、清潔で美しいまちづくりを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)町民等 町内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在する者又は町内を通過する者をいう。

(2)事業者 町内で事業活動を行う者をいう。

(3)所有者等 土地の所有者、占有者又は管理者をいう。

(4)所有地等 町内に所有者等が所有し、占有し又は管理する土地をいう。

(5)ごみ 空き缶、空きびんその他の容器、チューインガムのかみかす、たばこの吸い殻、収納袋、包装紙その他これらに類するもので、容易に投棄され、かつ、その散乱及び放置が環境美化を損なうものをいう。

(6)家庭ごみ 亘理町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成 5 年亘理町条例第 18 号)第 2 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理計画により排出されるごみをいう。

(7)雑草の繁茂 雑草、枯れ草又はこれに類するかん木類の繁茂その他近隣の生活環境を著しく損なう原因となる状態をいう。

(町の責務)

第 3 条 町は、この条例の目的を達成するため、環境美化に関する必要な施策を策定し、実施するものとする。

2 町は、町民等、事業者及び所有者等が自主的に行う環境美化に関する活動を行う団体等の支援を行うものとする。

(町民等の責務)

第 4 条 町民等は、家庭の外で自ら生じさせたごみがあるときは、捨てることなく、持ち帰り又はごみを回収するために設置された容器(以下「回収容器」という。)に収納しなければならない。

2 町民等は、家庭ごみをごみ集積所に排出するときは、指定袋の破損による家庭ごみの散乱及び汚水の漏れがないよう努めるとともに、ごみ集積所の清潔保持に努めなければならない。

3 町民等は、飼養管理している場所以外で犬を歩行又は運動させるときは、犬のふんを処理するための用具を携行し、排泄したふんを持ち帰り適切に処理しなければならない。

4 町民等は、この条例の目的を達成するため、自ら居住する地域及び職場等における清掃活動に積極的に参加するよう努めるとともに、町が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うときは、ごみの散乱を防止するとともに、従業員に対しごみの散乱を防止するための意識の啓発に努めなければならない。

2 販売事業者は、ごみの散乱を防止するため、消費者に対する意識の啓発、回収容器の設置及びその適正な管理に努めなければならない。

3 販売事業者のうち、自動販売機を設置する販売事業者は、自動販売機周辺の清潔保持、回収容器の設置及びその適正な管理をしなければならない。

4 製品の原料とする資源再生利用品及び中古品として販売する再使用品を収集、運搬及び販売する事業者は、放置又は投棄してはならない。

5 事業者は、この条例の目的を達成するため、地域の清掃活動に積極的に参加するよう努めるとともに、町が実施する施策に協力しなければならない。

(所有者等の責務)

第 6 条 所有者等は、その所有し、占有し又は管理する土地のごみの散乱及び火災の防止又は近隣の生活環境を保持するため、所有地等の草刈り及び清掃などその適正な管理に努めなければならない。

2 所有者等は、この条例の目的を達成するため、町が実施する施策に協力しなければならない。

(行動計画の策定)

第 7 条 町は、第 3 条の施策を推進するための計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 行動計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 町民等、事業者及び所有者等の意識の啓発に関する事項
- (2) 自主的に環境美化に関する活動を行う団体等の支援に関する事項
- (3) ごみの散乱及び犬のふんの放置の防止並びに所有地等の適正な管理方法に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか必要な事項

3 町は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

(関係機関との連携)

第8条 この条例の実施に当たっては、必要に応じ関係機関との連携を図るものとする。

(環境美化推進員)

第9条 町長は、この条例の目的を達成するため、地域における環境美化に関し、環境美化推進員を委嘱し、協力を求めることができる。

(指導及び助言)

第10条 町長は、町民等、事業者及び所有者等に対し、ごみの散乱、犬のふんの放置及び雑草の繁茂を防止するうえで必要な措置を講ずるよう指導及び助言することができる。

(勧告及び措置命令)

第11条 町長は、第4条第1項、同条第3項又は第5条第4項の規定に違反していると認められるときは、期限を定めて当該違反を是正するため必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、期限を定めてその勧告に従うよう命ずることができる。

(公表)

第12条 町長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、その者の氏名及び命令の内容を公表することができる。

2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ公表されるべき者に対しその理由を通知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。

(亘理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 亘理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成3年亘理町条例第22号)第2条別表中「保健環境衛生推進員」を「環境美化推進員」に改める。

〇亙理町みんなできれいなまちにする条例施行規則

平成 18 年 3 月 28 日
規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、亙理町みんなできれいなまちにする条例(平成 18 年亙理町条例第 5 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(環境美化推進員の職務)

第 2 条 条例第 9 条で規定する環境美化推進員の職務は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1)環境美化に関する通知の伝達及び連絡に関すること。
- (2)環境美化に関する自主的奉仕活動の推進及び助長に関すること。
- (3)環境美化に関する町が実施する施策に協力すること。
- (4)環境美化に関する思想の普及啓発、指導に関すること。
- (5)環境美化に関する調査及び報告に関すること。
- (6)その他環境美化の推進に関すること。

第 3 条 環境美化推進員の担当する区域は、亙理町行政連絡区設置並びに区長選任に関する規則(昭和 30 年亙理町規則第 6 号)別表に規定する行政区域とする。

第 4 条 環境美化推進員は、担当する行政区域の行政区の推薦(様式第 1 号)により、町長が委嘱する。

2 環境美化推進員は、非常勤とし、その任期は、3 年とする。ただし、環境美化推進員が欠けた場合における補欠の環境美化推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 環境美化推進員は、再任されることができる。

(指導及び助言)

第 5 条 条例第 10 条の規定による指導及び助言は、指導書(様式第 2 号)によって行うものとする。

(勧告及び措置命令)

第 6 条 条例第 11 条の規定による勧告及び措置命令は、勧告書(様式第 3 号)又は命令書(様式第 4 号)によって行うものとする。

(公表)

第 7 条 条例第 12 条の規定による公表は、次の各号に掲げる事項について公告することにより行うものとする。

- (1)命令を受けた者の住所(法人にあっては、その主たる事業所の所在地)
- (2)命令を受けた者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)
- (3)命令の内容
- (4)事実の内容
- (5)指導及び勧告並びに命令までの経過
- (6)命令に従わない理由

2 条例第 12 条第 2 項の規定による公表の理由の通知は、公表理由等通知書(様式第 5 号)により行うものとする。

(委任)

第 8 条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

(亙理町環境美化の促進に関する条例施行規則の廃止)

2 亙理町環境美化の促進に関する条例施行規則(昭和 60 年規則第 4 号)は廃止する。

(亙理町保健環境衛生推進員設置に関する規則の廃止)

3 亙理町保健環境衛生推進員設置に関する規則(平成 2 年亙理町規則第 1 号)は廃止する。

(様式類は省略しています)